

## 第5号議案 会費等に関する規程改正案承認の件

現行の定款によれば、会員は「第7条（会費）の支払義務を在籍した年度の事業年度終了日までに履行しなかったとき」に会員資格を喪失することになっているが（第10条第1号）、うっかり会費を納入し忘れた会員を救済するための例外的な措置として、いわゆる“復活制度”を運用しており、これにより会員資格が“復活”した場合は、本来厳密に言えば再度の入会手続きが必要であるにもかかわらず、入会金の支払いと入会申込書の提出を免除している。この制度を利用して“復活”している会員は毎年500～700名にのぼる。

入会金の支払い免除に関わることなので、会費等に関する規程を改正してこの運用を明文化することとしたい。

現行規程	改正案
<p style="text-align: center;">会費等に関する規程</p> <p style="text-align: right;">平成24年2月18日</p> <p>（目 的）</p> <p>第1条 この規程は、一般社団法人日本作業療法士協会定款第7条（経費の負担）に基づき、会員の会費等について定めるものとする。</p> <p>（正会員の入会金及び会費）</p> <p>第2条 定款第5条に規定する正会員の入会金は3,000円とする。</p> <p>2 定款第7条1項に規定する会費は、正会員にあっては年額12,000円とする。</p>	<p style="text-align: center;">会費等に関する規程</p> <p style="text-align: right;">平成24年2月18日 <u>平成28年5月28日</u></p> <p>（目 的）</p> <p>第1条 この規程は、一般社団法人日本作業療法士協会定款第7条（経費の負担）に基づき、会員の会費等について定めるものとする。</p> <p><u>（正会員の入会金）</u></p> <p>第2条 定款第5条に規定する正会員の入会金は3,000円とする。</p> <p>2 <u>定款第10条第1号により会員資格を喪失した者が、その年度に連続する次年度の4月1日から5月31日までの間に、定款施行規則第11条第1項に定める再入会手数料とともに当年度の会費を支払った場合には、前項の入会金の支払いを免除する。</u></p> <p><u>（正会員の会費）</u></p> <p>第3条 定款第7条1項に規定する会費は、正会員にあっては年額12,000円とする。</p>

(賛助会員の会費及び特典)

第3条 賛助会員の会費及び特典は、別に定める「賛助会員規程」によるものとする。

(会費の納入期限等)

第4条 会費の納入は、原則として当該年度の3月末日までとする。ただし、新規加入会員については、入会時に入会年度の会費の全額を納入しなければならない。

(規程の変更)

第5条 この規程は、社員総会の決議によって変更することができる。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

(賛助会員の会費及び特典)

第4条 賛助会員の会費及び特典は、別に定める「賛助会員規程」によるものとする。

(会費の納入期限等)

第5条 会費の納入は、原則として当該年度の3月末日までとする。ただし、新規加入会員については、入会時に入会年度の会費の全額を納入しなければならない。

(規程の変更)

第6条 この規程は、社員総会の決議によって変更することができる。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成28年5月28日に一部改正し、同日より施行する。